

②-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。



○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
- ②青色・・・口座振替
- ③茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

※決定通知書のこの様式は再発行できません。

②-2 介護保険料決定通知書

「1～3」段階は非課税世帯

令和2年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和2年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。 令和 2年 7月31日
つきましては、令和2年度分・令和3年度分(令和3年4月・6月・8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

熊本市長 

被保険者番号	0000000462
被保険者氏名	介護 タロウ
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和2年 6月27日

※この通知書は、令和2年 6月27日 に作成しておりますので、資格等の変更が生じた方へは、後日変更通知書を送付します。

令和2年度に納付する介護保険料額	56,784
------------------	--------

(期別保険料額)

月期	保険料額		普通徴収の納期限
	普通徴収	特別徴収	
4月期		7,500	
5月期			
6月期		7,500	
7月期			
8月期		10,400	
9月期			
10月期		10,584	
11月期			
12月期		10,400	
1月期			
2月期		10,400	
3月期			
小計		56,784	
合計		56,784	

(年金天引き日)

令和2年4月	令和2年4月15日	令和2年10月	令和2年10月15日
令和2年6月	令和2年6月15日	令和2年12月	令和2年12月15日
令和2年8月	令和2年8月14日	令和3年2月	令和3年2月15日

保険料の算定		あなたの所得段階は 3 段階です	
資格取得期間	月数 ①	所得 段階 ②	段階別保険料年額 ③
R 2. 4 ~ R 3. 3	12	3	56,784
③ 減免額	④ 保険料積算額 ②×①÷12	確定保険料額 ④-③	
0	56,784	56,784	

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。

世帯の規模

世帯	本人	合計所得 年金収入
非課税	非課税	274,844 1,474,844

- 所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- 「世帯」とは、原則として、4月1日現在の住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

令和3(2021)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和3年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。

(令和3年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和3年度特別徴収額(4月)	10,400
令和3年度特別徴収額(6月)	10,400
令和3年度特別徴収額(8月)	10,400

特別徴収額の平準化のため、6月・8月期の特別徴収額を変更する場合がございます。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業所得等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

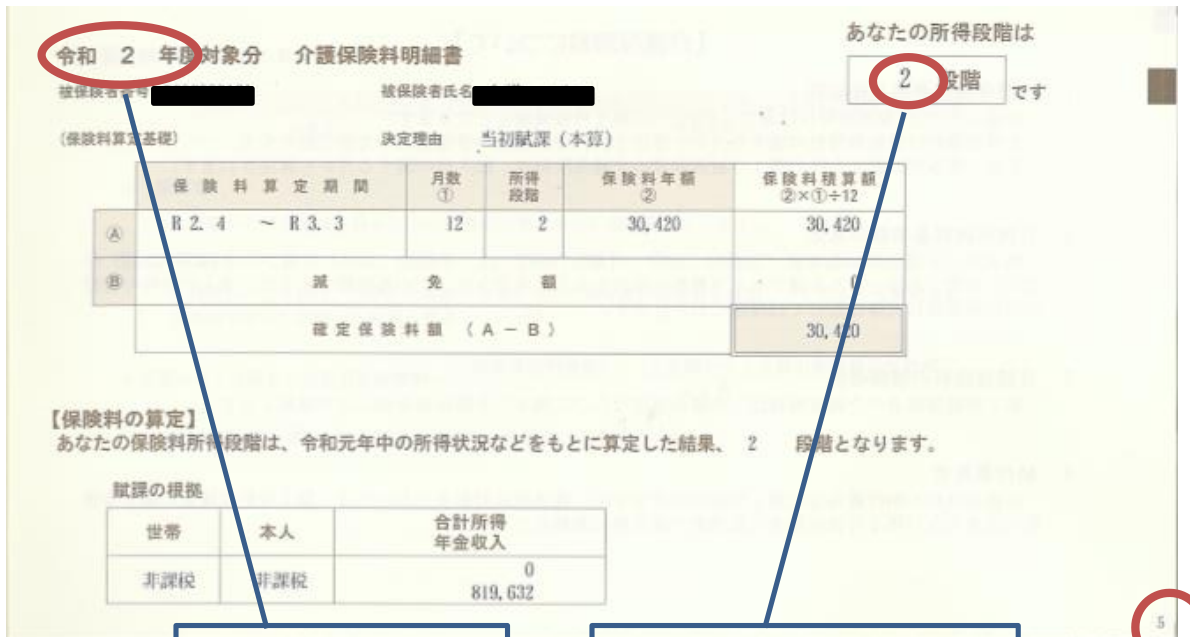
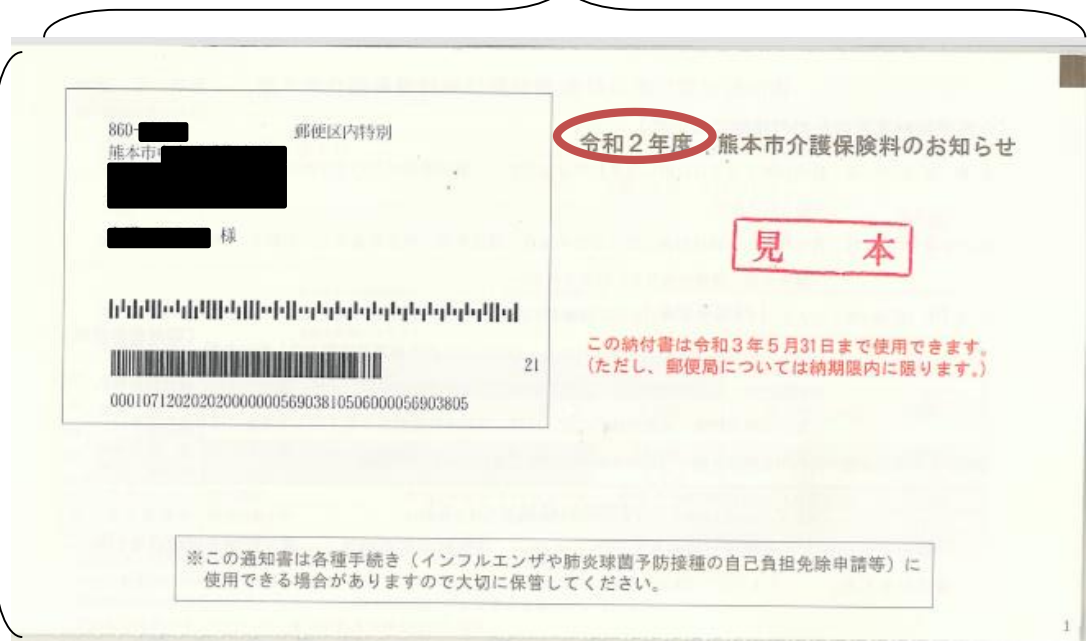
- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合、世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業や債務返済のために売却した場合、居住用財産を売却し、前後1年以内に新たな居住用財産を取得した場合、申請により介護保険料を減免できることがあります。詳しくは、各区役所の福祉課までお問い合わせください。

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

③ 介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5 c m

10 c m



年度を確認
してください

「1~3」段階は
非課税世帯

5ページ目


④ 介護保険料納入通知書

年度を確認
してください

860-
熊本市

令和 2年 7月31日

見 本

熊本市長 

介護保険料 納入通知書

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

令和 2年度 (令和 2年度賦課分)

被保険者番号 [redacted] 被保険者氏名 [redacted]

世帯		本人	合計所得 年金収入	所得段階
非課税		非課税	0	第1段階

年間保険料	24,336 円
仮徴収額	24,336 円
差引保険料	0 円

期別保険料額		保 険 料		普通徴収の場合の 納 期 限
月	特別徴収	普通徴収		
4月	13,500			令和 2年 4月30日
5月				令和 2年 6月 1日
6月				令和 2年 6月30日
7月	10,836			令和 2年 7月31日
8月				令和 2年 8月31日
9月				令和 2年 9月30日
10月				令和 2年 11月 2日
11月				令和 2年 11月30日
12月				令和 3年 1月 4日
1月				令和 3年 2月 1日
2月				令和 3年 3月 1日
3月				令和 3年 3月31日
計	24,336			
合 計	24,336			

これまでの保険料納付等	
徴収方法	特別徴収
特別徴収 義務者	公立学校共済組合
特別徴収 対象年金	遺族共済年金

これからの保険料納付等	
徴収方法	普通徴収
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

保険料算定の基礎		標準額	保険料額	金 融 機 関 名	
期 間	段階/月数(前半;後半)	24,336	24,336	種別	口座番号
4月 ~ 3月	01/12			口座名義人	
合 計		24,336			

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号 TEL: 096-328-2311

(書立請求等について)
この他分に不備がある場合は、他分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市の介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、他分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
(熊本県介護保険審査会 〒862-8670 熊本市中央区本町6丁目1番1号 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-322-2218)
なお、この他分については、審査請求に対する審決を促した場合に限り、当該審査請求に対する審決があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市となります。)、他分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する審決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する審決を促さずして他分の取消しの訴えを提起することができます。 通知書番号
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても審決がないとき。 16
② 他分、他分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい不利益を避けるための緊急の必要があるとき。 (000016 / 000016)
③ その他審決を促さないことにつき正当な理由があるとき。

「1~3」段階は
非課税世帯

⑤ 介護保険料額変更通知書

年度を確認
してください

令和 2年 7月31日
熊本市長 

介護保険料額変更通知書(確)

令和 2年度の介護保険料額を次のとおり変更しますので通知します。

令和 2年度 (令和 2年度賦課分)

被保険者番号 変更理由 当初課税
被保険者氏名 変更年月日 令和 2年 7月31日
賦課の根拠

	世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
変更前	非課税	非課税	0 121,300	第1段階
変更後	非課税	非課税	0 121,300	第1段階

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

算出保険料 減免額 年間保険料 既通知済額 差引保険料	4,056 円 0 円 4,056 円 4,056 円 0 円	別表保険料額			
		月	変更前保険料 特別徴収 普通徴収	変更後保険料 特別徴収 普通徴収	普通徴収の場合の 納期限
4月		3,500		3,500	
5月					
6月		556		556	
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
過年 過々年					
計		4,056		4,056	差引増減額
合計額		4,056		4,056	0

金融機関名 種別 口座番号

口座名義人

保険料算定の基礎

期 間	段階	月数	変 更 前		変 更 後		減免額
			基 準 額	算出保険料	基 準 額	算出保険料	
4月～5月	01	2	24,336	4,056	24,336	4,056	0
変更前期間 4月～5月				保険料額		保険料額	
				4,056		4,056	4,056

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号 TEL: 096-328-2311

「審査請求について」
この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、熊本県介護保険審査委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
1 熊本県介護保険審査委員会 〒832-8507 熊本県中央区小瀬町5丁目1-1 熊本県庁 福祉対策課・福祉ケア課兼課内 電話 096-333-3218
なお、この処分については、審査請求に対する決定を経た場合に限り、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊本県を被告として1級国において熊本県を相手とする訴訟を提起することができます。この場合の国庫への訴訟を提起することができます(なお、当該審査請求に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)
ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する決定を以て地方自治体の処分を提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の実行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③ その他法律を以て定められた正当な理由があるとき。

通知書番号

「1～3」段階
は非課税世帯

